

上下水道局における中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた 設計変更に係る特記仕様書

- 1 本工事は、供給の偏りや流通の目詰まりにより入手が困難となっているナフサを由来とする建設資材（以下、「対象資材」という）の調達に必要な経費（以下、「別途調達経費」という）について、「中東情勢の変化による建築資材の流通状況を踏まえた設計変更の運用（土木工事編）」（以下、「運用資料」という）に準じて、設計変更を行う対象工事である。なお、運用資料における「川崎市工事請負契約約款第 26 条」は「川崎市上下水道局工事請負契約約款第 26 条」へ読み替えるものとする。
- 2 対象資材は以下を想定している。これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。
対象資材：塗料、防水材、断熱材、硬質ポリ塩化ビニル管、構造用合板
- 3 受注者は、対象資材について別途調達経費が必要となる場合には、「様式 1」により事前に監督員と協議するものとする。ただし、迅速な対応が求められる場合には、口頭、ファクシミリ、電子メールなどで協議することも可能とするが、事後、遅滞なく書面により協議するものとする。
なお、別途調達経費が必要となる場合とは、以下を想定している。
 - (1) 対象資材の代替資材を調達した場合
 - (2) 対象資材の流通経路を見直して調達した場合
 - (3) 対象資材を調達するために、価格高騰などにより別途調達経費が必要になった場合
- 4 受注者は、「様式 2」により別途調達経費に係る証明書類（実際の取引伝票等）を監督員に提出するものとし、その別途調達経費については設計変更の対象とする。